

## 第26回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年8月15日(月)午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員(23人)

1番	林	敏文
2番	河村	明
3番	熊野	茂公
4番	埤田	定
5番	林	清市
6番	繁本	武紀
7番	神田	公司
8番	大嶋	順子
9番	上野	政之
10番	城	俊治
11番	中邑	照司
13番	田村	浩昭
14番	西岡	宏道
15番	久保田	等
16番	小田	博
17番	宮内	昭寿
18番	松浦	信行
19番	藤本	準一
20番	藤井	訓志
21番	弘田	靖
22番	林	節子
23番	山本	忠男
25番	田村	耕一(会長)

4 欠席委員(2人)

12番	杉尾	正
24番	吉原	則行

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく  
農用地利用集積計画の承認について

議案 第2号 農業振興地域整備計画の変更について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 川村 彰

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第26回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、12番 杉尾 正 委員、24番 吉原 則行 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日の出席委員は23名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、3番 熊野 茂公 委員、4番 埜田 定 委員 をお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入ります。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、平成28年8月2日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

今回は、新規が2件、8筆で面積は10,410㎡、更新が1件、2筆で面積は785㎡、新規、更新の合計は3件、10筆で合計面積は11,195㎡となっております。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 2 号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明します。

別紙の 議案第 2 号資料 をご覧ください。

今回は光市長から、7 月 14 日付けで農業振興地域整備計画から農地の一部を除外する変更について意見の提出を 1 件求められております。

対象の農地は、大字東荷の里の厨の南西約 800m、伊藤公資料館の南西約 200 メートルに位置し、一筆 1415 m<sup>2</sup>のうち 339 m<sup>2</sup>です。

申請は、対象農地の近隣に居住する農地所有者本人が申請するもので、計画変更後の用途は、現在他地区のアパートに住んでいる娘さん一家のための一般住宅を建設する予定となっております。

当該地を選定した理由としましては、申請者は申請地周辺に農地を所有しているものの、今後申請者とその妻が高齢になることから、娘夫婦に農業を手伝ってもらうことを考えており、所有する農地の営農活動や将来的に考えられる介護等の効率を考えたいうえでの最適地であることから、という理由でございます。

別紙資料を 1 枚めくっていただいて、1 ページと 2 ページをご覧ください。

農業委員会として確認すべき事項は 2 点ございます。

まず一点目は、対象の農地を計画から除外することで、農用地の集団化、作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてです。

これについては、対象農地の東側は既存の宅地に隣接しており、また南側部分は公県道に接した形となっており、対象となる農地全体の内、必要最小限の部分について、残りの農地に影響を与えにくい部分につい

て除外の対象とする形となっています。

また当該農地につきましては、近隣農地の進入路にはなっておらず、位置的に計画から除外となりましても他の農用地の集団性を分断することにはならないため、問題ないと考えます。

もう一点につきましては、対象農地を計画から除外することで、農用地区域内の農業用用水路等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないかについてでございます。

こちらについても、除外をすることで既存の農業用用水路には影響が生じないため、当該農地を計画から除外した場合でも問題ないと考えます。

なお、この件につきましては、地区担当の 松浦 信行 委員に現地の調査をお願いし、計画から除外することについて、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上でございます。

議長 松浦委員、補足説明をお願いします。

18番 地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第2号について、特に問題なしとして市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、特に問題なしとして市長に答申します。

事務局 続きまして報告事項ですが、議案の1ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、番号1番から3番の3件でございました。内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局  
長専決により受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

上記は、平成28年8月15日開催の第26回光市農業委員会総会の  
議事録である。

平成28年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印